

行動規範

はじめに

株式会社日本国債清算機関は、わが国における重要な公的市場インフラであるとの認識の下、役員・従業員（派遣社員を含む。以下同じ。）が高い倫理観と行動規律をもって健全な企業活動を行うため、この行動規範を制定する。

1. (コンプライアンスの徹底)

法令および社内諸規則（以下法令等と呼ぶ）を十分理解し、これを遵守して業務を遂行しなければならない。

2. (守秘義務)

役員・従業員またはこれらの職にあったものは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。また、その職務に関して知り得た情報を、金融商品取引清算機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3. (差別的取扱いの禁止)

当社が特定の清算参加者に対する「不当な差別的取扱い」を禁じられていることを十分認識したうえで、業務を遂行しなければならない。

4. (人格・人権の尊重)

お互いの人格・人権を尊重し、国籍、人種、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別行為や、一切のハラスメントを行ってはならない。

5. (利益相反の禁止等)

職務の執行において当社の利益に反する行為（あるいはその地位・立場の利用）により、不正不当な個人的利益を得てはならない。

6. (反社会的勢力との取引)

反社会的勢力・団体との取引を一切行ってはならない。

7. (接待・贈答の自粛)

清算参加者や外部委託先等、利害関係者との間においては、原則、接待および贈答の遣り取りを自粛する。

8. (株式売買等について)

株式売買を含めた市場取引にあたっては、関係法令・規則を遵守すると共に、投機に走ることなく健全な投資を心掛けるものとする。

9. (違法行為・過誤等に関する報告)

違法または不正行為を発見した場合、もしくは事務取扱の過誤等による損失の発生もしくはその可能性を予知した場合には、速やかに上席者に報告しなければならない。

10. (不利益扱いの禁止)

違法または不正と思われる行為を不当な目的を持たずして報告した役員・従業員に対し、そのことを理由として不利益となるいかなる取扱いもしてはならない。

11. (懲罰等)

本規範の定めに反した行動をとった場合、金融商品取引法（第 204 条）に規定する罰則もしくは当社就業規則（第 37 条）に規定する懲戒の対象となる場合がある。

2005年4月6日施行
2006年12月1日改定
2007年9月30日改定
2009年12月25日改定